

<p>○「IT人づくり計画」を 実施する。(学校の高速・ 超高速インターネットの推 進、コンテンツ制作・流通 の促進、教員のIT指導力 の向上、国民の情報リテラ シー向上、IT職業能力開 発、専門的IT人材育成 等)</p>	<p>総務省</p>	<p>・平成14年度は7億円の予算で152件を採択し、研修を実施中である。</p>	<p>・平成14年度は、152件の研修事業が実施中であり、今年度内に約6,800人のIT分野の専門的な人材が育成される見込み。</p>	<p>e-Japan重点計画2002において、2005年度までに約1万2000人のIT分野の技術者を育成することとしており、この目標を達成するため、引き続き積極的に取り組んでいく。</p>	<p>・平成15年度予算においては、引き続きIT分野の専門的な人材の育成を支援するとともに、ITビジネスモデル指定に係る情報通信人材研修事業の助成金の上限を1,000万円に引き上げた(通常の上限は500万円、平成15年度予算額4.98億円)。 ・平成16年度以降も専門的な人材の育成を積極的に支援していく。 (高度IT人材育成センター開設支援事業、平成14年度補正予算6億円)</p>
--	------------	---	---	--	---

八. 規制改革

<p>情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。</p>	<p>総務省 経済産業省 財務省 関係府省</p>	<p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(14年3月29日、14年4月22日改定情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、総合評価落札方式における加算方式の導入、低入札価格調査制度の活用促進、入札結果等に係る情報の公表などの措置を、各府省において講ずることとした。また、外部人材の積極的活用など、調達側の体制強化やソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入については、15年3月に情報システムに係る政府調達府省連絡会議を開催し、措置内容について決定する予定。</p>	<p>措置後、各省において加算方式の導入、低入札価格調査制度の活用、情報の公表が着実に進んでいるところ。</p>	<p>知的財産権の取扱、損害賠償の上限設定など適切な契約の在り方については、実現に向け、詳細に検討を引き続き行う必要がある。</p>	<p>②適切な契約の在り方等については、引き続き情報システムに係る政府調達府省連絡会議において検討を進める。</p>
---	---------------------------------------	--	--	--	--

ホ. その他の制度改革

<p>○行政手続のオンライン化に伴う関係法律の整備のため、法案を提出する。</p>	<p>総務省 関係府省</p>	<p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出し、平成14年12月6日に成立、15年2月3日施行。</p>	<p>本法律の施行により、行政手続のオンライン化が促進され、行政手続における国民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に寄与。</p>		
---	---------------------	---	--	--	--

<p>○キャリアアップのためにIT分野の専門的人材の育成を図る。</p>	<p>総務省</p>	<p>・情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成する情報通信人材研修事業支援制度（平成13年度本予算0.5億円、平成13年度補正予算0.5億円）により、25件の研修事業が採択された。 また、平成14年度は7億円の予算で152件を採択し、研修を実施中である。 ・平成13年度本予算及び補正予算により、25件の研修を採択実施し、約1,300人を対象に研修を実施した。</p>	<p>・平成14年度は、152件の研修事業が実施中であり、今年度内に約6,800人のIT分野の専門的な人材が育成される見込み。</p>	<p>e-Japan重点計画2002において、2005年度までに約1万2000人のIT分野の技術者を育成することとしており、この目標を達成するため、引き続き積極的に取り組んでいく。</p>	<p>・平成15年度予算においては、引き続きIT分野の専門的な人材の育成を支援するとともに、ITビジネスモデル指定に係る情報通信人材研修事業の助成金の上限を1,000万円に引き上げた（通常の上限は500万円、平成15年度予算額4.98億円）。 ・平成16年度以降も専門的な人材の育成を積極的に支援していく。 (高度IT人材育成センター開設支援事業、平成14年度補正予算6億円)</p>
<p>○「IT人づくり計画」を実施する。（学校の高速・超高速インターネット接続の推進、コンテンツの制作・流通の促進、教員のIT指導力の向上、国民の情報リテラシー向上、IT職業能力の開発、専門的IT人材育成等）</p>	<p>総務省</p>	<p>・高齢者・障害者等誰もが容易にITを利用できるバリアフリー型のIT利用拠点の整備として、3件（岡山県岡山市、神奈川県二宮町、宮城県矢本町）の補助金交付決定を実施した。平成14年度末までに、全国7ヶ所において、地域におけるIT利用拠点の整備を実施。なお、平成14年6月に、施策の名称を従来の「情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業」から「IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業」に変更。</p>	<p>・整備されたセンター施設では、高齢者・障害者がIT機器を利用し、ホームページの作成や会議資料の電子化、文書の点字変換等の仕事に従事しており、高齢者・障害者の能力を活用した就業機会の拡大、ITを利用した自立が促進されている。</p>	<p>・高齢者・障害者のIT利用を進め、ITを活用した就労、自立や社会参加を一層促進するために、引き続き本施策を継続するとともに、国民の理解を深め、意識の向上のための周知・広報等の充実を図ることが課題となっている。</p>	<p>バリアフリー型のIT利用拠点の整備について、引き続き15年度以降も事業を実施するとともに、関連機関誌等を活用し、事業の周知・広報を実施する予定。 (予算施策名) IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業 (政府予算案) 1.43億円</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本を含む「基本方針2002」が閣議決定された。さらに、それらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる各税にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
ロ. 歳出改革					
<p>○行政手続のオンライン化に伴う関係法律の整備のため、法案を提出する。</p>	<p>総務省 関係府省</p>	<p>「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出し、平成14年12月6日に成立、15年2月3日施行。</p>	<p>本法律の施行により、行政手続のオンライン化が促進され、行政手続における国民の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に寄与。</p>		

<p>有価証券報告書における「リスク情報」開示や上場企業の四半期開示など、各種ディスクロージャーを充実する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>（「リスク情報」開示） 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、ディスクロージャーの充実・強化の観点から、有価証券報告書等において「ガバナンス関連情報」、「リスク情報」、「経営者による財務・経営成績の分析（MD&A：Management's Discussion and Analysis）」の項目をそれぞれ新設し、これらの情報を一括して記載することとしている。</p>			<p>（「リスク情報」開示） 平成15年3月末までに、内閣府令について所要の改正を行い、15年4月1日開始事業年度から適用予定（なお、15年4月1日から提出される有価証券報告書等への前倒記載を可能とする。）。</p>
<p>有価証券報告書における「リスク情報」開示や上場企業の四半期開示など、各種ディスクロージャーを充実する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>（四半期開示） 各証券取引所等においては、上場企業等に対し、 ①15年4月以降に開始する事業年度から「四半期業績の概況」の開示を義務付ける、 ②16年4月以降に開始する事業年度を目標に「四半期財務・業績情報」の開示を義務付ける、 ことを内容とする「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を14年7月までに公表。</p>	<p>（四半期開示） 四半期開示に向けた取り組みにかかるスケジュールを明示したことにより、四半期開示の必要性及び緊急性についての認識が浸透。 左記①については、本年2月に各証券取引所等において規則改正を実施。</p>	<p>（四半期開示） 「四半期財務・業績情報」の開示の義務化にあたっては、開示内容の最低限の比較可能性、正確性が担保される実務要領の作成が喫緊の課題。</p>	<p>（四半期開示） 各証券取引所等が合同で「四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会」を設置し、四半期財務諸表の実務要領等について検討中であり、15年7月を目途に取りまとめる予定。 検討委員会において作成された実務要領をもとに、全ての上場企業等に対し、16年4月以降に開始する事業年度を目標に「四半期財務・業績情報」の開示を義務付ける規則改正を実施する予定。</p>
<p>・市場の安定性・効率性を向上させるため、適格機関投資家の範囲拡大により、私募債市場を整備等の施策を講ずる。</p>	<p>金融庁</p>	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>・市場の安定性・効率性を向上させるため、適格機関投資家の範囲拡大により、私募債市場を整備等の施策を講ずる。</p>	金融庁	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。
二. 金融システム改革					
<p>・市場の公正性・透明性を確保するため、公認会計士制度の在り方の見直し（人数の拡大と質の向上等）などにより、会計・監査の充実・強化を図る。</p>	金融庁	<p>・平成14年12月17日の金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」を踏まえ、公認会計士監査制度の充実・強化を図るための公認会計士等の独立性の強化や公認会計士試験制度の見直しなどを中心とする公認会計士法の一部を改正する法律案を今次国会に提出する。</p> <p>・（公認会計士監査制度の充実・強化を図るための公認会計士等の独立性の強化や公認会計士試験制度の見直しなどを中心とする）公認会計士法の一部を改正する法律案を第156国会に提出済（3月14日）。</p>			① ②第156国会において、公認会計士法の一部を改正する法律案の成立を図るとともに、新制度を実施していくために必要な政令、内閣府令及び体制を整備する。③新公認会計士試験制度実施のための関係規定及び体制を整備する。

(ウ)貸出債権取引市場の創設	金融庁	・全国銀行協会に検討を要請(11月22日)。また、関係諸機関に検討への参加を要請。	・全国銀行協会に検討を要請(11月22日)。 ・全国銀行協会に関係諸機関による貸出債権市場協議会を設置し、検討を開始。第1回協議会開催(12月17日)。		
(エ)証券化機能の拡充	金融庁	・平成14年内に基本的考え方を整理・公表。	・12月20日に、預保・RCCにおいて「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を整理の上、公表。		
(3)企業再生のための環境整備 (ア)企業再生に資する支援環境の整備	金融庁 経済産業省 等	・関係府省に速やかに要請。	・産業再生・雇用対策戦略本部において関係府省に要請済(11月12日)。		
(イ)過剰供給問題等への対応	金融庁 経済産業省 等	・関係府省に速やかに要請。	・早期事業再生については、経済産業省主催の早期事業再生研究会において報告書を公表(2月13日<金融庁は研究会にオブザーバーとして参加。>)。		
(ウ)早期事業再生ガイドラインの策定	金融庁 経済産業省	・関係府省に速やかに要請。 ・金融庁として検討に参画。	・「早期事業再生ガイドライン」については、報告書の内容を踏まえたうえで、パブリックコメントの手続きを経て作成を終え、公表済(2月26日)。		

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二. 金融システム改革					
2.新しい企業再生の枠組み (1)「特別支援」を介した企業再生 (ア)貸出債権のオフバランス化推進	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・的確に対応。 ・財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。 			<ul style="list-style-type: none"> ・的確に対応。 ・財政的措置については、RCCによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。
(イ)時価の参考情報としての自己査定を活用	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年内に時価についての考え方を整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・預保・RCCにおいて「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を整理の上公表(12月20日)。 		
(ウ)DIPファイナンスへの保証制度	金融庁 中小企業庁	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁が法律案を第155回臨時国会に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業信用保険法の一部改正法」が成立(11月15日)、施行(12月16日)。 		
(2)RCCの一層の活用と企業再生 (ア)企業再生機能の強化	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・RCCの企業再生機能の強化等を公表(11月22日)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業再生支援協議会の設置、23拠点に「企業再生課」設置、12月4日までに企業再生関連部署の増員等の強化策を公表済(11月22日)。 ・預保・RCCにおいて「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を整理の上公表(12月20日)。 		
(イ)企業再生ファンド等との連携強化	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・RCC保有債権の回収・売却の促進について、14年内に基本的考え方を整理・公表。 			

<p>・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>
---	------------	---	--	--	---

<p>(直接金融市場の整備) ・金融庁は、四半期開示に向けた取組みを強化すると の観点から、取引所等 に対し、その進め方等を 明らかにする行動計画の 策定を、6月中に要請 する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>各証券取引所等に対し、 四半期開示に向けた取 組みの進め方等を明ら かにする行動計画の策 定を、14年6月下旬に 要請。</p>	<p>各証券取引所等におい ては、上場企業等に対 し、 ①15年4月以降に開始 する事業年度から「四 半期業績の概況」の開 示を義務付けるととも に、 ②16年4月以降に開 始する事業年度を目標 に「四半期財務・業績 情報」の開示を義務付 ける ことを内容とする「四 半期財務情報の開示に 関するアクション・プ ログラム」を14年7月 までに公表済。 四半期開示に向けた取 組みにかかるスケジュ ールを明示したことよ り、四半期開示の必要 性及び緊急性について の認識が浸透。</p>		
<p>・金融庁は、株式投資 単位の引下げについて 取引所等を通じ企業側 に一層の推進努力を求 める。</p>	<p>金融庁</p>	<p>各証券取引所等におい ては、投資単位の高い 会社に対し投資単位の 引下げを継続的に要請 している。</p>	<p>上場会社等に投資単位 の引下げを継続的に要 請した結果、投資単位 が50万円未満である 会社の割合は増加して おり、投資単位の引下 げは着実に進展してい る。 (参考) 全上場会社等 に占める投資単位が50 万円以下の会社の割合 の推移 13年3月末 67.9% 14年3月末 76.6% 14年12月末 86.2%</p>	<p>投資単位の引下げは着 実に進展しているもの 、未だ投資単位が100 万円超の会社が約3% (105社) あり。</p>	<p>各証券取引所等におい ては、引き続き投資単 位の高い会社に対し投 資単位の引下げを要請 していくとともに、3 月決算会社以外の投資 単位の高く投資単位の 引下げに消極的な会社 に対しても、順次、投 資単位の引下げの勧告 を実施し、勧告を行っ たにもかかわらず、次 の事業年度末までに 勧告に沿った対応が行 われなかった場合には 、その旨を公表する予 定。</p>

<p>・金融庁は、平成14年度、取引所を通じ証券市場の退出基準を厳格化する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>14年10月1日、東京証券取引所において、</p> <p>①債務超過基準に係る上場廃止基準の厳格化、</p> <p>②時価総額に係る上場廃止基準の新設等の規則改正を実施。</p> <p>また、15年1月1日までに、他の証券取引所等においても同様の規則改正を実施。</p> <p>(東京証券取引所における規則改正の概要)</p> <p>①債務超過基準の厳格化(現行の「連結・単体双方で3年連続債務超過」を「連結で2年連続債務超過」に短縮)</p> <p>一部企業：連結で債務超過に陥った時点で二部に指定替えを行い、更に1年債務超過が継続した場合に上場廃止。</p> <p>二部企業：連結で2年連続債務超過となった場合に上場廃止。</p> <p>②時価総額に係る上場廃止基準の新設</p> <p>一部企業：直近1ヶ月の平均時価総額又は月末の時価総額が20億円未満となり、かつ9ヶ月以内に20億円を回復しない場合に二部に指定替えを行う。</p> <p>二部企業：直近1ヶ月の平均時価総額又は月末の時価総額が10億円未満となり、かつ9ヶ月以内に10億円を回復しない場合に上場廃止。等</p>	<p>改正後の新基準の適用に当たっては一定の経過措置(時価総額に係る上場廃止基準については15年4月から適用され、最短で16年1月に上場廃止となる)を講じていることから、新基準に抵触し上場廃止等となった企業は現れていないが、現段階において上場廃止基準等に抵触する可能性のある企業の中には、M&Aや増資等を実施する企業も出てきているなど、新基準の導入により企業の早期経営改善・構造改革を促す効果が出始めている。</p>		
--	------------	--	--	--	--

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>・金融庁は、平成15年度から、株式公開前の資金調達円滑化のため、適格機関投資家の範囲の拡大等を行うことにより、私募市場を活性化する。</p>	金融庁	<p>・平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえ、企業による事業資金調達の円滑化の観点から、適格機関投資家の範囲の拡大、エクイティ関連商品に係る適格機関投資家私募（プロ私募）の適用等の私募制度の見直しを行うこととしている。</p>			<p>平成15年3月末までに、証券取引法施行令等について所要の改正を行い、15年4月1日施行予定。</p>
二. 金融システム改革					
<p>(3) 経営力戦略 （企業・産業の再編、経営のあり方） ・金融庁は、今後の我が国金融システムをより強固なものとするため、主として地域金融機関を念頭において、合併等を促進する施策を早急に取りまとめ、これにより、収益性の改善等による経営基盤の一層の強化及び中小企業金融の円滑化を図る。</p>	金融庁	<p>主として地域金融機関による自主的な組織再編を円滑化するため、合併等の手続の簡素化、合併等による自己資本比率の低下を回復させるための資本増強等の施策を講じることとし、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案を第155回臨時国会に提出。同法案は14年12月成立、15年1月1日施行済。</p>			

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二. 金融システム改革					
<p>①ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上を図るため、インターネット等による電子開示（EDINET）システムを一層充実させることとしており、そのための法令改正を平成14年6月1日までにを行う。</p>	金融庁	<p>EDINETによる書類提出及び情報公開は、有価証券報告書・半期報告書等を対象として平成13年6月1日より開始されたが、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類についても、平成14年6月1日よりEDINETによる開示手続の対象とするため、平成14年5月22日、関係政令・内閣府令及びガイドライン等の制定又は改正を行った。</p> <p>また、実務面でも、EDINETシステムの開発・整備を行った。</p>	<p>EDINETシステム稼働当初における提出会社数は、平成13年6月末で約500社であったものの、平成15年1月末では約2,400社に増加したほか、EDINETにより提出された開示書類の閲覧サイトへのアクセス件数も平成14年7月には60,000件を超えるなど、一定の成果が表れている。</p>		
<p>（銀行等株式保有制限及び株式取得機構） ①機構の存続期間は、設立後10年までとし、買取期間経過後買取株式を全額売却した際には解散する。</p>	金融庁	<p>法律に基づき、機構の定款において、機構の解散事由として、①設立後10年までとする、②買取株式を全て処分した場合とする旨を規定。</p>	<p>機構は平成14年1月30日に設立され、銀行等からの株式買取りを開始。平成18年9月末まで買取りを行い、その後、機構の存続期間内に買取株式の売却を行うこととした。</p>		

<p>我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>防衛庁</p>	<p>産業活力再生特別措置法の施行に伴い、技術に関する研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することを推進するため、研究委託契約又は試作契約から得られる特許等を受ける権利について、国が全て継承することとしていたものを、譲り受けないことができるよう訓令改正を行い、平成14年4月1日に施行。</p> <p>なお、防衛庁の所有する特許権等は、科学技術振興事業団に登録することにより、同事業団のインターネット及び「新技術情報」誌に広く一般的に紹介されており、知的財産の活用の推進に取り組んでいる。</p>	<p>現在のところ産業活力再生特別措置法を適用すべき事例は出てきていない。</p>	<p>なし</p>	<p>引き続き、防衛庁の所有する特許権等を科学技術振興事業団に登録することにより、同事業団のインターネット及び「新技術情報」誌を通じて、知的財産の活用の推進に取り組む。</p>
--	------------	---	---	-----------	--

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(2) 技術力戦略 (産業力強化のためのIT化推進) 総務省及び関係府省は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を確保する。</p>	防衛庁	<p>以下の施策について平成15年度予算を計上。 ①防衛庁・自衛隊を通じた情報化を実現するため、全自衛隊に統一的なネットワークである防衛情報通信基盤(DII:Defense Information Infrastructure)を構築するとともに、自衛隊で使用するコンピュータ・システム相互間の情報の共有化を可能とするコンピュータ・システム共通運用基盤(COE:Common Operating Environment)を構築する。(予算額3,512,427千円) ②自衛隊の円滑な任務遂行を可能とするために必要な情報通信システムの情報セキュリティを確保するため、サイバー攻撃の対処手法等の研究、情報通信システムの常時監視・システム監査等を行うために必要な機材の整備、情報セキュリティの専門家の養成等を行う。(予算額158,431千円)</p>	<p>防衛庁では、従来から、情報セキュリティを確保するため、各種の研究、機材の整備、人材の育成等に取り組んで来たところ。また、平成14年度末からはDIIの運用を開始する。</p>		<p>これまでの取り組みの結果、我が国の情報セキュリティ対策は着実な進展を見せているものの、今後、社会の一層の情報化・ネットワーク化の進展が見込まれる中で、安全で信頼できる情報通信ネットワークの構築は社会全体の安全を確保する上で必須の課題であることから、更に取り組みを強化していくことが必要である。</p>

<p>(4)産業発掘戦略 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	<p>警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有関係手続のワンストップサービス推進省庁連絡会議において、これまでの検討結果を中間的に取りまとめたグランドデザイン(試案)を作成した(平成14年8月)。 ・ワンストップサービスシステムの基本設計及び詳細設計を行った(平成15年3月)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関や行政機関以外の手続主体が多数に及ぶこと、申請件数が膨大と見込まれること等、他の行政手続には見られない特徴を踏まえた十分な検討が必要である。 	<p>①第156回国会会期末 ②平成15年末 ・平成15年度を目途として、地方公共団体の財政事情等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。 ③それ以降 概ね平成17年を目標に手続の電子化による本システムの稼動開始を目指す。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・全国主要道路のVICSデータ(電子地図上で表示可能な渋滞データ等)をオンライン・リアルタイムで事業者へ送信するシステムを構築し、ITを活用した道路交通情報ビジネスを支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやカーナビゲーション装置等を活用した交通情報ビジネスへの新規参入者が大幅に増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の高度化のためには、データ収集機器の増設や精度の向上が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・16年度を目途に、カーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図る。(15年度当初内示額83,451千円) ・17年度を目途に車載機との双方向通信等を行う光ビーコンを都市部の主要道路等を概ねカバーできるように整備するとともに、その機能高度化等を推進する。(15年度当初内示額17,500,000千円の内数)

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(2)技術力戦略 総務省及び関係府省は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を確保する。</p>	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・警察で検知したサイバー攻撃の状況を分析し、平成14年度第2四半期及び第3四半期で統計化し、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」と題して公表した。(平成14年11月、平成15年2月) ・警察庁におけるサイバーテロ対策の対応体制を定めるとともに、地方機関及び各都道府県警察におけるサイバーテロ対策の強化を指示した。(平成14年12月) ・新型のコンピュータ・ワームが出現した事案において、情報収集及び被害状況の把握に努めたほか、原因となったコンピュータ・ワームを入手し動作を解析し、その結果を国民に対して広報し、地方機関及び各都道府県警察に対して重要インフラ事業者等に情報提供するよう指示した。(平成15年1月) ・警察において集約された情報セキュリティに関する情報を国民にいち早く提供することにより、ハイテク犯罪の未然防止及び被害拡大の防止並びに利用者の情報セキュリティ意識の向上を図ることを目的とした警察庁セキュリティポータルサイトを開設した。(平成15年3月) ・要員の訓練によるサイバーフォースの緊急対処能力の向上及び重要インフラ事業者等との連携強化を随時行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにまん延するサイバー攻撃の状況を公表することにより、国民のセキュリティ意識の向上を図り、情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保に貢献した。 ・国民に対する迅速かつ積極的な情報提供等により、新型のコンピュータ・ワーム事案における被害拡大の防止に努め、情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保に貢献した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーフォースの緊急対処能力の更なる向上 ・国民のセキュリティ意識向上のための更なる情報提供 ・重要インフラ事業者等との更なる連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ① 要員の訓練等を行い、サイバーフォースの緊急対処能力を強化する。 ・平成14年度第4四半期の「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」の公表し、警察庁セキュリティポータルサイトに掲載することなどにより、国民のセキュリティ意識の向上を図る。 ・重要インフラ事業者等を訪問し、セキュリティ情報の提供によりセキュリティ意識の向上を図るなど、連携を強化する。 ② 要員の訓練等を行い、サイバーフォースの緊急対処能力を強化する。 ・平成15年度第1四半期及び第2四半期の「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」の公表し、警察庁セキュリティポータルサイトに掲載することなどにより、国民のセキュリティ意識の向上を図る。 ・重要インフラ事業者等を訪問し、セキュリティ情報の提供によりセキュリティ意識の向上を図るなど、連携を強化する。 ③ 継続的な訓練による要員の能力の向上や装備資機材の充実等により、サイバーフォースの緊急対処能力の強化に努める。 ・平成15年度第3四半期以降も引き続き「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を公表し、警察庁セキュリティポータルサイト及び重要インフラ事業者等への訪問により、セキュリティ情報の随時提供し、国民のセキュリティ意識の向上及び重要インフラ事業者等との連携強化を更に推進する。